

# 重度心身障害者医療費支給制度のしおり

## 重度心身障害者医療費支給制度とは

重度の障害がある方が、健康保険証を使って医療機関等を受診された場合に、窓口で支払われる医療費(健康保険の自己負担額)を京都市が支給する制度です。

## 対象となる方

京都市内にお住まいの、社会保険や国民健康保険などの健康保険に加入している方で、次のいずれかに該当する方

身体障害者	・ 1 級又は 2 級の身体障害者手帳の交付を受けている方
知的障害者	・ IQ35 以下の知的障害のある方 (療育手帳 A 判定に相当する方)
精神障害者	・ 1 級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・ 2 級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、直近の更新前は手帳の等級が 1 級であった方
重複障害者	・ 3 級の身体障害者手帳の交付を受け、かつ、IQ50 以下の知的障害のある方 (療育手帳 A 判定に相当する方) ・ 3 級の身体障害者手帳の交付を受け、かつ、2 級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・ IQ50 以下の知的障害があり、かつ、2 級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

## 対象とならない場合

重度の障害がある方でも、次の場合は対象になりません。

- 生活保護法による医療扶助を受けているとき。
- 後期高齢者医療制度の適用を受けるとき。(65 歳以上で重度の障害がある方は、後期高齢者医療制度の適用を受けることができます。適用を受ける場合は重度障害老人健康管理費支給制度の手続きをしてください。)
- 本人の所得が所得制限額を超えているとき。(所得制限額は申請窓口にお尋ねください。)
- 配偶者及び本人の生計を維持している扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹)の所得が所得制限額以上のとき。
- 他の市町村において本制度と同様の制度の適用を受けているとき。

## 申請の手続

お住まいの区の区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課(右京区京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当)で申請してください。

《申請に必要なもの》

- 障害者医療費受給者証交付申請書
- 健康保険証(詳細については別紙参照)
- お持ちの各障害者手帳
- マイナンバーカードや個人番号通知書

※ その他、住民票の写し、所得についての証明書、申立書等が必要な場合があります。

## 医療機関等を受診するとき

京都府内の医療機関等を受診するときは、福祉医療費受給者証(障)と健康保険証等を一緒に窓口へ提示してください(マイナ保険証を使用する場合も、福祉医療費受給者証(障)の窓口への提示が必要です)。ただし、次のような健康保険の給付の対象とならないもの、入院時の標準負担額(光熱水費、食事代)等は支給の対象になりません。

<支給の対象とならないもの(例)>

- 健康診断料
- 文書(診断書)料
- 予防注射料
- 往診の車代
- 差額ベッド代
- 薬の容器代
- 美容整形
- 保険診療できない歯科治療費等
- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で、先発医薬品を希望した際の特別料金

※ 高額な受診(入院等)をする際は、加入している健康保険が発行する「限度額適用認定証」等の交付を先に受け、必ず医療機関に提示してください。

## 払戻しの手続について

次のようなときは、医療費の払戻しができますので、申請してください。(加入している健康保険から高額療養費や付加金等の支給を受けることができる場合は、先にその支給を受けてください。)後日、預貯金口座へ振り込みます。(郵送での申請も可能です。)

- 府外の医療機関等を受診したとき。
- 受給者証を医療機関等の窓口で提示できず、医療費を支払ったとき。
- 健康保険から療養費の支給を受けたとき。

### 《申請に必要なもの》

- ① 障害者医療費支給申請書(受給者以外の方の口座に振り込む場合、受給者と口座名義人の押印が必要)
  - ② 福祉医療費受給者証(障) (郵送の場合、その写し)
  - ③ 健康保険証(詳細については別紙参照。郵送の場合、その写し)
  - ④ 医療費を支払ったことを証明する書類  
(患者名、受診日、医療機関名、保険診療点数、支払金額の明記されている領収書等)
  - ⑤ 保険者が発行した療養費、高額療養費、付加金等の支給証明書(支給を受けた場合)
  - ⑥ 受給者本人名義の振込口座番号のわかるもの  
(キャッシュカード・預貯金通帳(郵送の場合、その写し))
  - ⑦ 【治療用装具の場合】医師の意見書(同意書)、治療用装具装着証明書《柔道整復、鍼灸、あん摩・マッサージ(接骨院、整骨院等における施術)に係る医療費の場合、以下の書類も必要となります。》
  - ⑧ 療養費支給申請書の写し
  - ⑨ 医師の同意書の写し(柔道整復の場合は不要)
- ※ その他、柔道整復の場合、⑤の保険者が発行した療養費の支給証明書は不要です。

## 有効期間及び更新

「福祉医療費受給者証(障)」の有効期間は、一部の方を除き毎年7月31日です。毎年、次年度の受給資格を確認して、資格がある方には8月1日から有効の新しい受給者証を、資格がない方には有効期間満了のお知らせを郵送します。

また、精神障害者保健福祉手帳の交付を要件として受給されている方について、当該手帳の有効期限が7月31日より早く到来する場合、受給者証の有効期限も同一になります。この場合は、精神障害者保健福祉手帳の更新の後、改めて、受給者証の更新申請をしていただく必要があります。

※ 受給資格のない方が受給者証を使用すると、支給を受けた額を返していただきます。

## 届出が必要な場合

- 住所や氏名、世帯の構成が変わったとき。
- 亡くなられたとき。
- 健康保険証の資格がなくなったとき。
- 健康保険証の種類又は記載事項が変わったとき。
- 後期高齢者医療制度の適用や生活保護を受けたとき。
- 受給者証を汚したり、なくしたりしたとき。
- その他、交通事故などの治療を「福祉医療費受給者証(障)」

を使って受けたときは、第三者行為損害賠償の手続きのために印かんをお持ちください。

次のものをお持ちください。

- ・福祉医療費受給者証(障)
- ・健康保険証(詳細については別紙参照)

※ そのほかにも書類等の提出をお願いすることがあります。

届出・お問い合わせは、お住まいの区の区役所・支所の保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課まで  
(右京区京北地域にお住まいの方は、右京区役所京北出張所保健福祉第一担当へ)

医療費の払戻しの郵送申請は、障害保健福祉推進室 障害者医療費償還事務センター(〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488)まで